

**※e-Shienで手入力で個人番号を入力された方
または個人番号同意書兼提供書によりマイナンバーを提出された方**

令和6年(2024年)6月28日

高等学校等就学支援金を
受給している生徒とその保護者の方へ

北海道江別高等学校長 古市俊章

高等学校等就学支援金受給に係る収入状況の確認のお知らせ

このことについて、高等学校就学支援金（以下、「就学支援金」という。）の受給資格の認定を受けている方は、毎年6月頃に所得情報が更新されるため、これに基づいて収入状況の確認を行います。すでに個人番号を提出された方は、個人番号を利用し、確認作業を行うため、基本的に手続不要です。

ただし、保護者等に変更があった場合や、前年の1月1日現在の課税地から本年の1月1日現在の課税地に変更があった場合は、変更届出が必要ですので、高等学校等就学支援金申請システム（e-Shien）（以下、「システム」という。）により、期日までに届出してください。

また、就学支援金の継続受給を希望しない方は、システムにより、受給権放棄の意向を登録願います。

記

1 届出期日

令和6年(2024年)7月10日（水）

2 届出方法

本校ホームページ(<http://ebetsu.hokkaido-c.ed.jp/zennichi/>)「事務室」内、「就学支援金のご案内」の「高等学校等就学支援金オンライン申請システムe-Shien申請者向け利用マニュアル③継続届出編、④変更手続編」を参照してください。

3 留意事項

- (1) 個人番号により収入状況を確認できない場合は、7月から来年6月まで就学支援金の支給の一時差止めを行うことがあります。その場合は、授業料を納付していただく必要があります。なお、個人番号により収入状況を確認できない場合は、課税証明書を提出していただくこととなりますので、御了承願います。
- (2) 確認の結果、次の計算式による算出額が30万4,200円以上となった場合は、受給資格は消滅し、7月分から授業料を納付していただきます。

【計算式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

※ 支給対象となる生徒等本人が平成20年1月2日から平成20年4月1日生まれの場合、「市町村民税の課税標準額」から33万円を控除して計算する。

**※否認の場合は、7月分から否認が決定した月までの授業料をその月中に
まとめて納付いただきますので、ご了承ください。**（例：9月中旬に否認通知が

届いた場合、7～9月分9,900円×3ヶ月分＝29,700円を9月末日までに現金で納付）

- (3) 受給権を放棄した場合は、受給資格は消滅し、7月分から授業料を納付していただ

きます。

- (4) 確認の結果については、9月頃文書でお知らせする予定です。
- (5) (2)の計算式による算出額が30万4,200円以上となった方で、自己の責めに帰することのできない理由による離職などで収入が減少した場合は、家計急変支援の対象として就学支援金を受けられる可能性があります。また、家計急変支援の対象とならない場合でも、収入が激減し、授業料の納付が困難な場合には、授業料免除を申請することができます。詳細については、事務室までお問い合わせください。
- (6) 養子縁組等により保護者等の人数に変更があった場合は、事務担当者までご連絡ください。
- (7) そのほか、期日までに届出ができない場合やその他不明な点がある場合は、事務担当者までご連絡ください。

連絡先 江別高校 佐々木 (TEL382—2173) 平日8:30—16:30